

『復古記』編纂事業と秋田藩維新史像の誕生

畑 中 康 博*

はじめに

『復古記』は、明治五年（一八七二）から同二十二年にかけて明治政府が編纂した全二八九巻に及ぶ戊辰戦争の史書である。この編纂にあたり、政府は全国の武家華族や堂上華族から資料を提出させた。まさに明治日本黎明期の総力を挙げての史書編纂事業だったといえる。しかし『復古記』編纂の目的は戊辰戦争に勝利した新政府の正当性を確認するためのものであったため、『復古記』研究が進むにつれて、その内容は必ずしも歴史的に正しくないとの評価が下されるようになった。¹中でも箱石大は、華族たちが戊辰戦争直後に作成し『復古記』編纂時に提出資料とした「戦場届書」に着目し、提出資料自体に歴史的事実と異なる記述があることを述べている。²つまり、歴史的に正しくない『復古記』の記述は、歴史的に正しくない提出資料の上に成り立っていることが明らかになったのである。

小稿は箱石論考を踏まえた上で、旧秋田藩主家の佐竹義脩が『復古記』編纂の際に政府へ提出した『戊辰戦争前後之事実』を取り上げ、次の二点について述べていきたい。第一は『戊辰戦争前後之事実』を記した佐竹義脩が、どのような手法を駆使して自分にとって都合の悪い事実を隠蔽していたかである。慶応四年（一八六八）東北戊辰戦争時、秋田藩は新政府―奥羽列藩同盟―新政府と藩論が変化した。この変化を佐竹はどのように糊塗しようとしたか、ここに着眼点を絞って『戊辰戦争前後之事実』を見ていきたい。そして第二に『復古記』編纂の

ために佐竹が作成した『戊辰戦争前後之事実』が、提出資料としての役割を終えた後、地元でどのように扱われたかである。結論からいうと『戊辰戦争前後之事実』は『復古記』編纂を行っていた政府修史館へ提出された後、秋田県で行われた他の維新史編纂事業に利用され続けた。中央における維新史編纂事業のために作成された『戊辰戦争前後之事実』が、地方における維新史編纂の基礎資料として使われたということは、地方における維新史像の誕生は、国家との関わりの中で誕生したということがいえよう。

小稿では、右の二つの視点から、地方における維新史像誕生のプロセスと定説化について見ていきたい。

1 佐竹義脩『戊辰戦争前後之事実』の特質

明治五年（一八七二）十月、政府は『復古記』編纂事業を開始し、翌六年五月八日、武家華族に対し慶応三年から慶応四年十月にかけての事実を書き上げて提出するよう命じた。³これを受けて佐竹義脩は『戊辰戦争前後之事実』を明治七年（一八七四）三月二日付けで太政官へ提出した。この時提出された『戊辰戦争前後之事実』は、佐竹から提出された他の資料と合わせて『佐竹義脩家記』と名づけられ、現在東京大学史料編纂所に所蔵されている。⁴また、佐竹家に残された控は、現在秋田県公文書館に所蔵されている。⁵

『戊辰戦争前後之事実』には、慶応四年（一八六八）一月十五日から同年十月二十一日までの秋田藩の動きが記されている。全体を概観

*秋田県立博物館

すると、新政府が秋田藩に対し庄内藩への攻撃を命じ、これを受けて四月十六日に戦端を開いたことが記される。しかし、仙台藩と米沢藩が東北諸藩の代表を白石に集め、庄内藩と会津藩の寛典を新政府に請うため両藩への出兵停止を決め、これに秋田藩代表の家老戸村十太夫が国許に諮ることなく独断で調印したため、秋田藩は庄内出兵を停止したことが記される。その後七月四日、藩主佐竹義堯は東北諸藩と決別し新政府側につくことを決意し、これにより秋田藩は庄内藩・仙台藩・盛岡藩等と戦い、勝者となったことが最後に記される。

ここで大事なことは、慶応四年（一八六八）の秋田藩の藩論が新政府―奥羽列藩同盟―新政府と揺れ動く原因を作ったのが、戸村十太夫の責任になっていることである。この部分の記載を見ることにしよう。⁶

一戸村十太夫仙台ニ於テ、列藩盟約調印之義一向心得候事ニハ無之、兼て当人義モ勤王無二之心得ニ有之所、畢竟仙藩ニ被欺候ニ可有之候得共、大切之事件自己之決意ヲ以調印イタシ候。

ところがこの話は事実とは異なる。昭和三十四年、戸村家の末裔が同家に伝来していた資料を秋田県立秋田図書館に寄贈するが、この中に右の話を否定する書状が発見された。このことは昭和三十六年刊行の『秋田県史』第四巻維新編で取り上げられ、戸村独断調印の話が誤りであることが広く周知されるに到った。戸村独断調印説を覆した書状とは、閏四月二十一日付で白石の戸村へ宛てた国許の宇都宮鶴山・小野岡右衛門・石塚源一郎・小鷹狩源太・岡本又太郎の五家老の書状で、とりわけ次の箇所が注目に値する。⁷

一 会津謝罪ニ付諸藩衆議相決し寛大之御処置嘆願総督え差出候由ニて（中略）奥羽一同之事ニて御家斗り御相談御加り無之候ては追々御不都合ニも相成候故、衆議御同意ニ被成置度被思召候間、左様御承知被成下度奉存候。

ここには、会津藩への寛大な処置を願い出るのは東北諸藩全体の動きであり、これに秋田藩だけ加わらないわけにはいかないという考え

を藩主が思し召されているとある。

更に戸村が白石盟約に調印した報告に対し、閏四月二十九日付で国許の家老が戸村に送った次の書状も注目に値する。⁸

一 討庄之軍将は（中略）元陳所より引揚ケ候様御達被成候由至極之御都合と奉存候。就ては大和殿始より別紙之通御領内へ引揚ケ候様にと被仰出、今日申達候事ニ御座候。御心得迄申上置候。

ここには盟約の申し合わせに従い「陳所より引き揚げ」つまり庄内出兵を停止するとある。つまり右の資料の発見により、秋田藩の奥羽列藩同盟加盟は戸村十太夫の独断ではなく、藩主を始めとする国許の家老からの指示であり、庄内出兵の停止も盟約調印を了承した国許からの指示によることが明らかとなったのである。

この二通の書状の存在から、佐竹義脩が『戊辰戦争前後之事実』において、秋田藩の奥羽列藩同盟加盟は戸村に責任があるというのは誤りであることが明らかである。

言うまでもなく、佐竹義脩が『戊辰戦争前後之事実』を記したのは戊辰戦争から七年しか経過しておらず、戦争時の藩主佐竹義堯、戸村十太夫、そして戸村に書状を出した五人の家老とも全員存命している。それゆえ明治政府へ提出される『戊辰戦争前後之事実』に描かれた歴史像は、戸村の沈黙と、関係者たちの意図的な事実の忘却の上に成り立つ虚像であるといえる。

2 史料操作の手法

次に佐竹義脩が『戊辰戦争前後之事実』編纂の際にどのような資料を集め、史料操作を行ったのかを述べる。

秋田藩庁が置かれていた久保田城内の文書類は、明治四年（一八七二）廃藩置県に伴い、行政に関するものは秋田県庁、それ以外のもは旧藩主佐竹家に分けられた。実は県庁文書の中に明治七年（一八七四）十一月十三日付で、佐竹義脩家扶・石井定之丞が秋田県

令国司仙吉に宛てて『公務控』を借用したい旨の願いを出している。⁹⁾

先般於東京、御維新以来之御達並願伺届書写至急可指出旨、御布告二相成候得共、右書類庚午分於同処控無之二付、御当県え願申上、同年分公務控拝借写取為差登候様從四位佐竹義脩ヨリ申越候故、右 御記録拝借被仰付被下度奉願候。

『公務控』とは慶応四年一月から明治五年三月まで藩庁及び県庁で書き継がれた日誌である。引用資料中に、佐竹家では庚午（明治三年）分の『公務控』を所蔵していないので県庁から借用して写し取り、その写本を東京へ送るとある。借用の目的は、政府から維新以来の資料を提出するよう命じられたためとあるが、これは「国史編修二付、維新以来地方施治沿革等、左ノ例則ニ依リ叙記シ、正院歴史課へ可差出、此旨相達候事」とある明治七年十一月十日の太政官達第一四七号に他ならない。佐竹義脩が『戊辰戦争前後之事実』編纂に際して明治三年分の『公務控』のみ借用したということは、それ以外の年の『公務控』の写しを持っていたということになる。それを示すように、現在『公務控』を所蔵している秋田県公文書館には、県庁から移管されたものと佐竹家より伝来した二種類の『公務控』がある。¹⁰⁾

佐竹義脩が『戊辰戦争前後之事実』の作成に際して、すべての写本を揃えようとしていたことに『公務控』を重視していた形跡が窺える。『公務控』慶応四年（一八六八）六月二十二日条には、秋田藩の奥羽列藩同盟加盟は戸村の独断で調印したとする記述がある。¹¹⁾

一 ① 弁事御役所え御届書差出左之通。

兼て沢様ニ御附属仕居候弊国杉浦九郎と申者、五月廿七日秋田領大館と申処出足、箱館へ罷越同処より乗船、六月七日横濱着船^② 昨廿一日御当地え到着仕候。右之者申立候趣左ニ奉申上候。

一 京都并江戸え差向、秋田より都合四組飛脚差立候得共、通路悉く敵地ニ相成候故、空敷中途より引帰候由。

一 五月九日沢三位様秋田城学館え御着。尤薩長藩之兵士等三百五十人斗御附添申上居候由。同所え主人中將も罷出御面謁仕候。此頃

より四境多分敵ニ相成、賊徒類ニ相圍候ニ付因循論差起り、沢様御安心之御場合ニも至り兼、箱館の方へ御越之趣にて同日御出立ニ相成候処、津軽にて弊領之大木を切倒し御通路を差塞、南部も同様之趣ニ付、大館之一門佐竹大和之居城にて堅固之場所柄ニ付、同処ニ御滞留、其内弊藩より及応接候処、此節ハ兩藩共模様相替り候得共、猶沢様は同所ニ御滞留、其後能代湊え 御歸り之由。

一 仙台其外諸賊共秋田之領口ニ迫り、沢様と薩長之藩士とも引離し候様嚴重ニ申入候ニ付、弊藩も一応は俗論差起り候処、此節は俗論も一定ニ相成、官軍と共に斃候覚悟罷在候由。

一 右以前③奥州白石へ罷越候弊藩戸村十太夫・金大之進と申者、自己之了簡を以其盟約書え調印ニ及候処、帰国後主人より叱申付、附て仙台へ使者として江間伊織・根岸靱負と申者差遣し、④右調印之儀は中將申付候儀ニは無之、十太夫等一己之所存ニ候旨断ニ相成候由。

〈傍線筆者〉

ここには文中傍線部③で奥羽列藩同盟に秋田藩が加盟したのは、白石会議に臨んだ戸村十太夫（と金大之進）の独断によるとある。加えて傍線部④には、同盟調印は藩主の指示ではないとある。

佐竹義脩は『戊辰戦争前後之事実』で戸村独断調印の話を説くが、それは資料的な裏づけがあつたことだったのである。筆者は管見の限り『公務控』以外に慶応四年六月の時点で戸村独断調印を説いた資料を見たことがない。それだけに右の資料は大きな意味を持つが、注意しなければならないのは、傍線部②から『公務控』慶応四年六月二十二日条が書かれた場所が京都だということである。つまり、秋田藩が新政府の意向に従わない理由を問われた京都留守居が、戸村十太夫が独断で奥羽列藩同盟に調印したためと弁明書を作成し、これを新政府の弁事御役所へ届けたことが傍線部①から分かる。従つて同時代に書かれた戸村独断調印の話は、当事者たちと無関係の人物により作り上げられたものだったと言える。

佐竹義脩は、秋田藩の奥羽列藩同盟加盟について藩主の指示であったことを隠蔽するために戸村独断調印説を作り上げるが、それは全くの創作ではなく、『公務控』の記載を論拠にした可能性が大きいといえる。

3 『戊辰戦争前後之事実』の写本及び引用の状況

佐竹義脩が作成した『戊辰戦争前後之事実』は、本来であれば『復古記』編纂を行う政府へ提出した時点で役割を終えるはずである。ところが、明治時代に編纂された秋田藩戊辰戦争史の文献では、いずれも佐竹義脩が作り上げた戸村独断調印説が登場する。これは『戊辰戦争前後之事実』が引用されたことを意味する。

明治十七年（一八八四）一月『戊辰戦争前後之事実』の写しが「戊辰叛賊征討記」として秋田県庁庶務課文書掛に常備された。名称こそ異なるが、内容は『戊辰戦争前後之事実』と全く同じである。『戊辰戦争前後之事実』が、編纂十年後に県庁備え付けの資料となったのは、この時期県庁で秋田藩史の編纂が企画され、その戊辰戦争編として「戊辰叛賊征討記」と名を変えた『戊辰戦争前後之事実』が使われることになったからである。だが藩史編纂計画は実現せず、編纂関係の資料は狩野徳蔵という人物に利用され、狩野は明治二十三年（一八九〇）『戊辰出羽戦記』を出版した。狩野徳蔵の『戊辰出羽戦記』は一般の人が読むことのできる初の秋田藩戊辰戦争史の著述であり、同書巻頭にある参考文献の一つに「佐竹播磨守戊辰戦争届書」がある。佐竹義脩の旧官途名が播磨守であることから、右の届書は『戊辰戦争前後之事実』に他ならない。狩野の『戊辰出羽戦記』を読むと『戊辰戦争前後之事実』と同様、戸村独断調印の話が書かれている。

狩野徳蔵の『戊辰出羽戦記』を皮切りに、秋田藩戊辰戦争史の著述は明治二十年代から多くの編著者によって書かれるようになるが、そのいずれもが戸村独断調印説を引用している。（表1）その結果、

〈表1〉明治・大正期の秋田藩維新史文献一覧

No.	著述名	著者	年代
1	戊辰戦争前後之事実	佐竹義脩	明治7年
2	戊辰秋田勤王記・戊辰秋田戦争記	佐竹義生（佐竹家戊辰勤王記編輯方）	明治21年
3	秋田藩戊辰私記	小野崎通亮	明治22年
4	戊辰出羽戦記	狩野徳蔵	明治23年
5	秋田藩事蹟集	佐竹義生（佐竹家編輯委員会）	明治25年
6	奥羽戊辰之形勢	大久保鉄作	明治27年
7	秋田沿革史大成	橋本宗彦	明治29年
8	新編北羽発達史	佐久間舜一郎	明治41年
9	秋田藩戊辰勤王始末	秋田県知事官房	明治41年
10	秋田戊辰勤王史談	後藤寅之助	大正4年

『戊辰戦争前後之事実』で描かれた戸村独断調印説は、昭和三十六年（一九六一）に『秋田県史』第四巻維新編が刊行されるまで、誰からも疑われることなく、秋田藩戊辰戦争史像の中心的な言説になったのである。

ここから、地方における戊辰戦争史像・維新史像の誕生は、明治政府が行う『復古記』編纂事業と大いにかかわっており、かつ、政府への提出資料に描かれた歴史像は、地域における戊辰戦争史・維新史編纂にも影響を及ぼしたといえることができる。

おわりに

以上小稿では、明治政府が行った『復古記』編纂事業に際し、佐竹義脩が提出した『戊辰戦争前後之事実』を取り上げ、提出資料の性格と資料作成の様相、そして提出資料としての役割を終えた後に地元秋田県でどのように扱われたのかについて論じた。

まず『戊辰戦争前後之事実』の性格であるが、これは藩主家にとって不利となる事実が隠蔽されていたことが確認できた。慶応四年（一八六八）東北戊辰戦争時、秋田藩の藩論は新政府―奥羽列藩同盟―新政府と変化した。佐竹義脩はこの藩論の変化について、白石会議・仙台会議に参加した家老・戸村十太夫が独断で調印したためであると述べている。もともと、これは歴史的に正しくなく、実際は藩主の指示により調印されたものだった。ここから『復古記』は、歴史的に正しくないことが記された資料が集められて編纂された、いわば虚像の集合体であることが確認できた。

次に、佐竹義脩は秋田藩の奥羽列藩同盟加盟を戸村十太夫の独断調印とする話をどのように作り上げたかについてであるが、これは佐竹が提出資料作成時に収集した『公務控』の慶応四年六月二十二日条にあることがわかった。しかし『公務控』に書かれた戸村独断調印の話は、新政府の役人から秋田藩が積極的に新政府側へ加担しない理由を問われた京都留守居の弁明の言葉だった。秋田藩が奥羽列藩同盟に加盟した直後に、戸村の独断によるものとすることを述べているのは『公務控』のみであることを考えると、佐竹義脩がこれを利用して『戊辰戦争前後之事実』に戸村独断調印の話を書いた可能性が大きい。

最後に『戊辰戦争前後之事実』が政府へ提出された後、地元秋田県でどのように扱われたのかであるが、同書は他の維新史編纂の基礎資料として使われ続け、特に戸村独断調印の話は全ての秋田藩維新史の文献に引用され続けた。ここから地方における戊辰戦争史像ないし維

新史像は、『復古記』編纂という国家事業との関わりによって誕生したということが出来る。

註

- (1) 大久保利謙『日本近代史学の成立』（吉川弘文館、一九八八）、田中彰『明治維新観の研究』（北海道大学図書刊行会、一九八七）、宮地正人『復古記』原史料の基礎的研究』（『東京大学史料編纂所研究紀要』一、一九九一）
- (2) 箱石大『戊辰戦争史料論』（明治維新史学会編『明治維新史料学』吉川弘文館、二〇一〇）
- (3) 太政官達第一五一・一五二号
- (4) 『佐竹義脩家記』（東京大学史料編纂所4175-10000）
- (5) 『戊辰戦争前後之事実』（AS212.1-781.2）以下資料番号は秋田県公文書館所蔵資料の番号。
- (6) 前掲註(5)史料
- (7) 「十太夫宛 岡本又太郎書状 附泉恕助書状」(AT2121-66-1)
- (8) 「十太夫宛 小野岡右衛門書状」(AT2121-85)
- (9) 「第一課記録掛事務簿 明治六年ヨリ八年マデ」(930103-8243)
- (10) 秋田県公文書館所蔵の県庁本・佐竹本二種類の『公務控』については、菊池保男「公務控に見る八坂丸外債事件」(秋田県公文書館研究紀要)八(秋田県公文書館、二〇〇二)に詳しい。
- (11) 『公務控』(930103-1220)慶応四年六月二十二日条
- (12) 明治時代に形成された秋田藩維新史像については、拙稿「明治時代における秋田藩維新史像の形成」(『日本歴史』七七四、二〇一二年一月号)参照。
- (13) 「戊辰叛賊征討記」(930103-1476)
- (14) 明治十九年、秋田県庁において『秋田県略史』の編纂が計画され、その中で佐竹義生の『戊辰秋田勤王記』『戊辰秋田戦争記』五冊は、略史附録『討賊始末』四冊に編集された。『秋田県略史』編纂

事業は中止され、編纂途中の原稿類はそのまま県庁に置かれたが『討賊始末』は狩野徳蔵が持ち出した。狩野徳蔵の蔵書は、同人の死後秋田県に寄贈され、その中に秋田県蔵書印つきの『討賊始末』（狩二）がある。つまり、狩野徳蔵は秋田県庁から持ち出した『討賊始末』をもとに『戊辰出羽戦記』を書いたと考えられる。